

第3次愛知県環境基本計画 中間まとめ（素案）

平成19年 月

はじめに

目 次

第 1 章：計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景 1
- 2 計画の位置づけ 2
- 3 計画の期間 3

第 2 章：環境の現状と課題

- 1 社会経済動向の変化 4
- 2 環境の現状と課題 1 2

第 3 章：計画の目標

- 1 私たちの使命 2 1
- 2 あいち環境社会の形成に向けた目標 2 1

第 4 章：施策展開の方向

- 1 基本的考え方 2 3
- 2 施策の展開 2 4
- 3 施策の内容 2 6

第 5 章：計画の推進・進行管理

- 1 各主体に期待される役割 6 6
- 2 計画の推進 7 0
- 3 計画の進行管理 7 1

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

本県では、環境保全の基本理念等を定めた愛知県環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成9年8月に愛知県環境基本計画を策定しました。そして、平成14年9月には同計画を改定し、目指すべき将来像として「循環」、「共生」、「安心」、「協働」をキーワードとする社会の姿と、その形成に向けた施策の方向性を提示するとともに、緊急に対策を講じるべき事項について、施策の充実強化を図ってきました。

しかしながら、自動車交通の集中による局所的な大気汚染、身近な自然の減少、廃棄物の不法投棄等の問題といった県民の日常生活における環境問題が依然として残っています。さらに、地球温暖化の進行や生物多様性の喪失など地球環境問題は緊急性を増しています。

こうした今日の環境問題は、私たちの日常生活や事業活動に起因するものが多く、その解決には、私たち一人ひとりがライフスタイルや社会経済活動を持続可能なものに見直す必要があります。こうした持続可能な社会の実現に向けて、県民、事業者、民間団体、行政の各主体が自主的かつ協働した取組を進めていくことが求められています。

一方、地球温暖化をはじめとする地球環境問題の深刻さが広く認識されるようになる中で、「もったいない」、「LOHAS」など環境に配慮した暮らし方に対する関心が高まっています。また、企業の社会的責任という観点から環境保全に積極的に取り組む事業者が増えるなど、環境に対する社会の考え方に大きな変化がみられるようになってきました。一方では、今後予想される人口減少・超高齢社会の到来、一層の進展が見込まれるグローバル化などが環境に与える影響を見極め、適切に対応していくことが必要です。

本県では、「自然の叡智」をテーマとして「2005年日本国際博覧会（愛知万博）」が開催され、環境技術の実証や環境学習・環境保全活動への県民参加などの様々な取組が展開されました。愛知万博は、この地域の環境に対する意識を高める大きな契機となるとともに、県民、事業者、民間団体、行政の協働による取組のモデルケースを提示したものと考えます。本県は、愛知万博の理念と成果を継承し、万博開催県にふさわしい先進的な取組を通じ、全国・世界に持続可能な社会のあり方を発信していくことが求められています。

こうした様々な状況変化を踏まえた環境政策の更なる展開を図るため、新たな計画を策定します。

【計画策定の背景】

環境保全上の課題

- ・依然として存在する身近な環境問題
- ・地球温暖化など緊急性を増す地球環境問題

社会経済動向の変化への的確な対応の必要性

- ・環境意識の高まり
- ・人口減少・超高齢社会の到来
- ・グローバル化の一層の進展 など

愛知万博の理念・成果の継承の必要性

- ・先進的な環境技術、体験型の環境学習、エコマネーなどの市民参加など、様々な環境の取組を県民、事業者、民間団体、行政の参画・協働により展開

様々な状況変化を踏まえた環境政策の展開の必要性

新しい愛知県環境基本計画の策定

2 計画の位置づけ

(1) 計画の目的

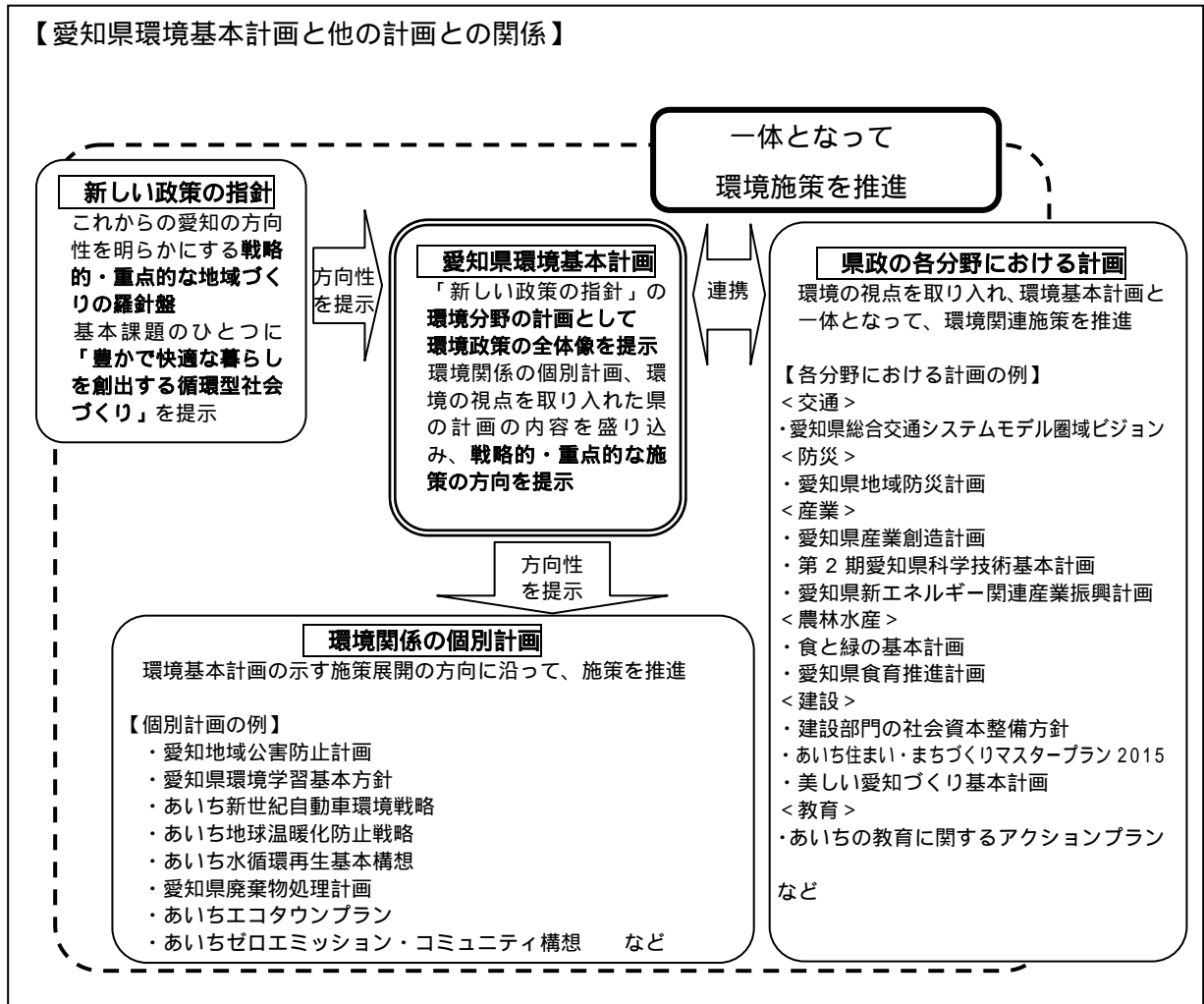
本計画は、愛知県環境基本条例第 9 条に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向を示すとともに、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、知事が策定するものです。

また、現在の環境問題は、県民、事業者、民間団体、行政（国、県、市町村）等のすべての主体が自主的かつ協働して取り組む必要があり、本計画は、こうしたすべての主体が、環境保全への取組を実施する際の指針となるものです。

(2) 他の計画との関係

本県では、平成 18 年 3 月に、これからの愛知の方向性を明らかにする戦略的・重点的な地域づくりの羅針盤として「新しい政策の指針」を策定しました。その中で、基本課題のひとつに「豊かで快適な暮らしを創出する循環型社会づくり」を掲げています。本計画は、「新しい政策の指針」に沿った環境政策の全体像を示す計画です。

また、環境関係の個別計画の上位計画であると同時に、環境の視点を盛り込んだ県政の様々な分野における計画との連携を図り、これらの計画と一体となって環境施策の総合的・計画的推進を図るものです。



3 計画の期間

本計画は、平成 37 年頃までの長期を展望し、環境保全の目標を示したうえで、平成 27 年までの 10 年程度の間に取り組むべき施策の方向を示します。

また、概ね 5 年ごとに計画全体の点検を行うとともに、新たな環境保全上の課題や社会経済動向の大きな変化が生じた場合には、必要に応じ計画の見直しを行います。

第2章 環境の現状と課題

1 社会経済動向の変化

社会経済動向の変化について、現在から平成37年頃までを見据えながら、環境との関わりを展望します。

(1) 人口減少・超高齢社会の到来と人口減少に伴う土地利用の変化

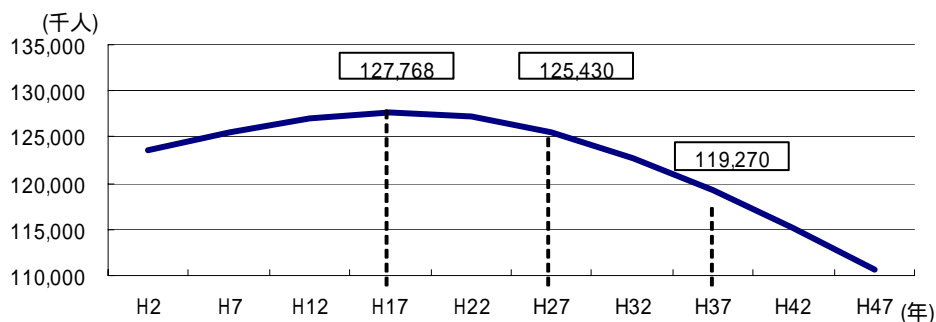
本県の人口は、全国より約10年遅く平成27年頃をピーク(739万人程度)に減少し、平成37年には728万人程度になると予想されます。

世帯数については、親と子からなる世帯の割合が減少し、単独世帯の割合が増加することが見込まれます。

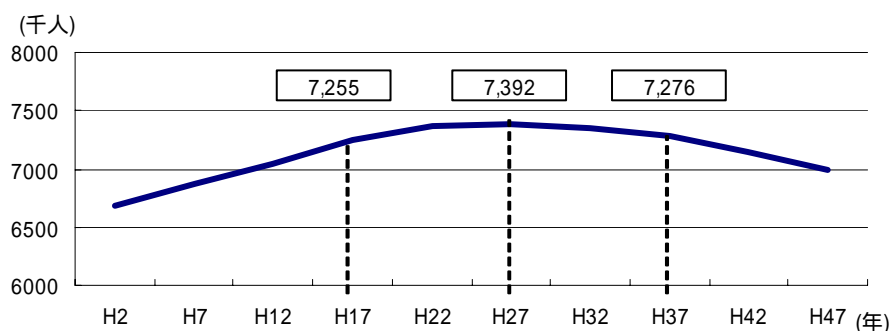
年齢区分別では、15歳未満の人口が減少する一方、65歳以上の人口が増加し、平成37年には、15歳未満の人口の割合は11～13%、65歳以上の人口の割合は25～26%程度になることが見込まれます。

当面は、人口の増加や活発な産業活動に伴い、都市的土地利用が進展することが見込まれますが、将来的には、人口減少に伴う都市的土地利用に対する需要の減少が想定されます。

【全国の人口の推移と将来推計】

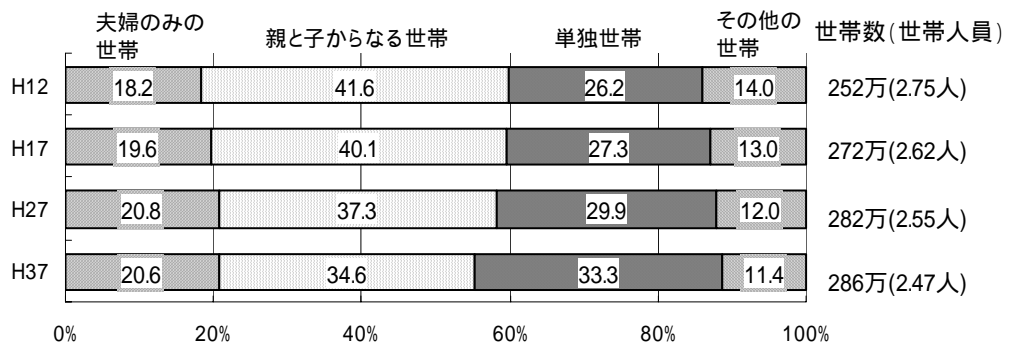


【愛知県の人口の推移と将来推計】

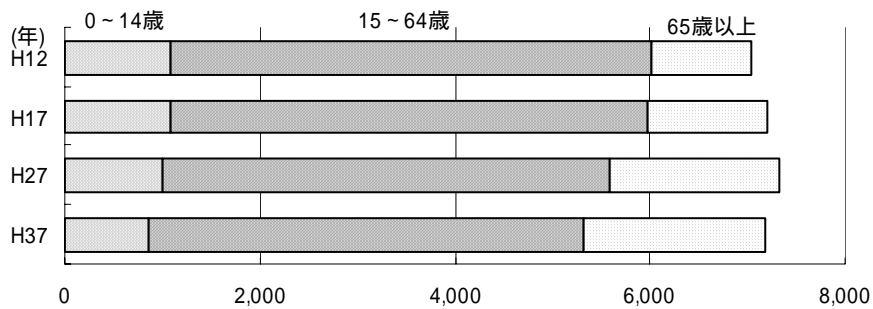


出典：国勢調査報告(総務省)、日本の将来推計人口(平成18年12月推計)、日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)(国立社会保障・人口問題研究所)

【愛知県の一般世帯の世帯累計別の推移と見通し】

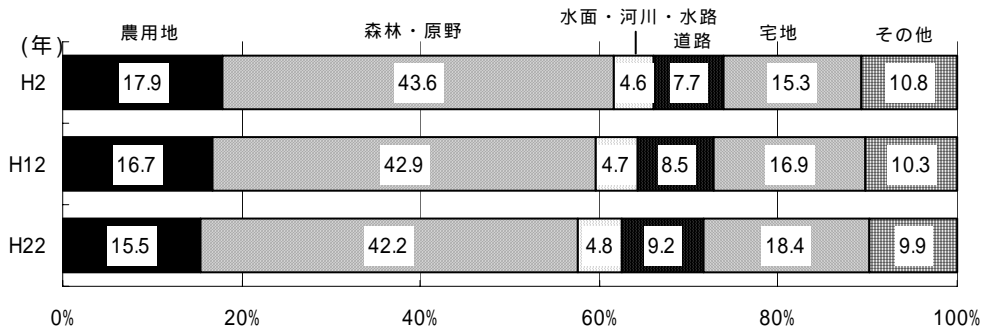


【愛知県の年齢3区分別人口の推移と見通し】



出典：「新しい政策の指針」(愛知県)、国勢調査報告(総務省)

【愛知県の土地利用の推移と見通し】



出典：土地に関する統計年報、愛知県国土利用計画(第三次)(愛知県)

【環境との関わり・今後の展望】

世帯の細分化によるエネルギー消費量やごみ排出量の増加、過疎化や農林業活動等の低下による里地里山等の自然環境への影響、居住地の拡散による環境負荷の増大(自動車利用の増加等)などが想定されます。

高齢化が進むことで、在宅時間の長さなどから、家庭のエネルギー消費量が増加する可能性があります。

一方、ゆとりある時間や生活空間が得られ、心の豊かさや自然回帰を重視する志向が広がり、持続可能な社会に向けて好機となる可能性も期待されます。

人口減少に伴う将来的な都市的土地利用の需要減少を想定した適切な県土利用のあり方を検討する必要があります。

(2) 環境と経済の関係の変化

本県の主力産業であるモノづくり産業は、グローバル化に伴う世界規模での最適地生産の進展などから、産業全体に占めるウエイトは低下していくと予想されます。

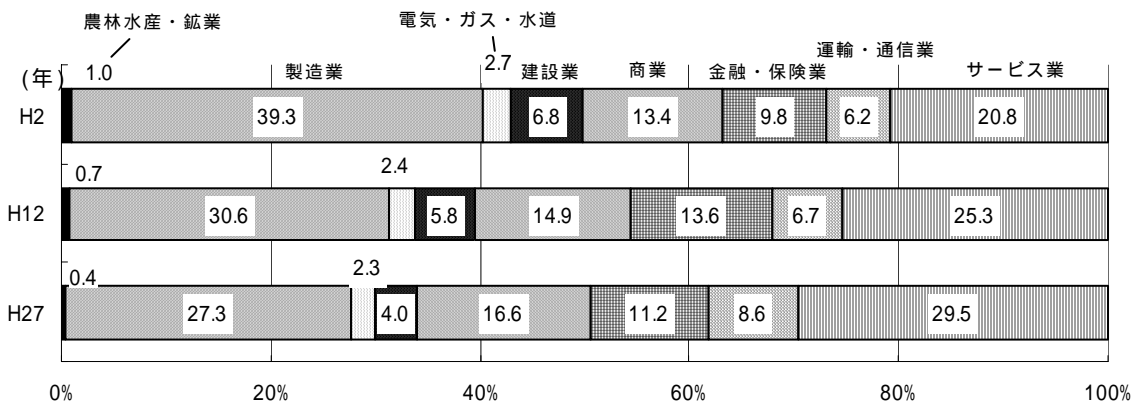
本格的な成熟社会を迎え、健康で文化的な質の高い生活や超高齢社会を支える消費ニーズ、事業の効率化を支えるビジネス支援のニーズが高まり、そうした面でのサービス産業の発展が見込まれます。

環境問題への対応が世界的な課題となる中で、ISO14001を始めとする環境マネジメントシステムを導入など、企業経営における環境配慮が進んでいます。さらに、企業の社会的責任(CSR)の観点から、植樹や清掃活動など環境保全活動に取り組む企業も増加しています。

また、様々な環境問題を解決する上で、省エネルギー・新エネルギーやリサイクル技術など様々な環境関連技術・産業の重要性が高まっています。

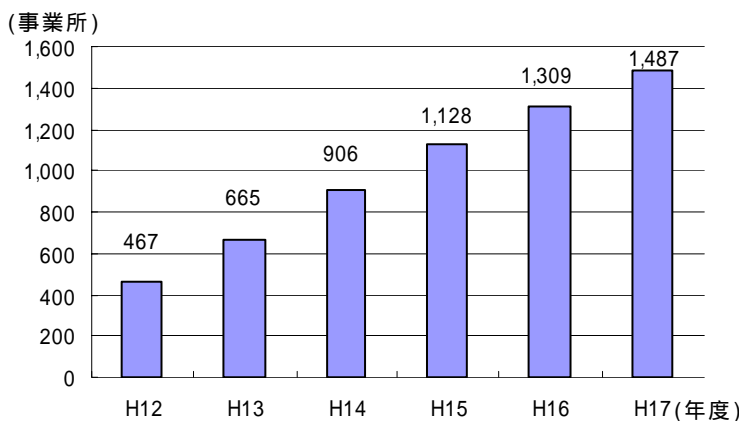
「経済活動と環境保全とは対立する」との考え方から、「経済活動と環境保全は両立するものである」との考え方が着実に広まってきています。

【愛知県の産業構造予測（付加価値額ベース）】



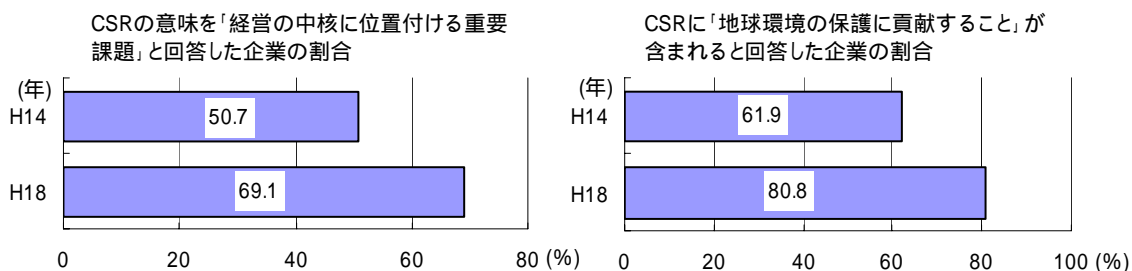
出典：「新しい政策の指針」（愛知県）

【県内のISO14001認証取得事業所数の推移】



出典：環境部資料

【企業の社会的責任（CSR）に関する経営者の意識】



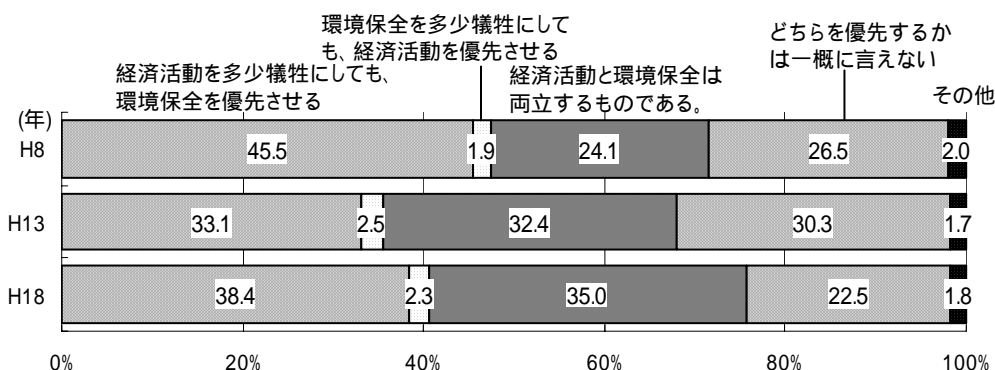
出典：企業の社会的責任（CSR）に関する経営者意識調査（平成18年：社団法人経済同友会）

【環境ビジネスの市場規模及び雇用規模の推計】

	H12	H22	H32年
市場規模(億円)	299,444	472,266	583,762
雇用規模(人)	768,595	1,119,343	1,236,439

出典：「わが国の環境ビジネスの市場規模及び雇用規模に関する推計結果」（平成15年：環境省）

【経済活動と環境保全の関係についての考え方】



出典：県政モニターアンケート（平成18年：愛知県）

【環境との関わり・今後の展望】

本県の活発な産業活動は、引き続き本県の成長を牽引していく役割を担うことが期待されますが、一層の省資源、省エネルギーなど環境負荷の低減を図る必要があります。

省エネルギー・新エネルギーやリサイクル技術など、先進的な環境技術、環境ビジネスの発展が期待されます。

消費者の環境意識の高まりや企業経営の持続性という観点から、企業活動において、環境問題へ積極的に対応していくことが重要になっていくと見込まれます。

豊かで快適な暮らしと活発な経済活動をともに実現させていくため、環境保全技術によるより良い環境の実現をとおして経済活動をさらに活性化していくような環境と経済の関係（環境と経済の好循環）が生み出される社会の実現が求められます。

(3) 地球環境問題の深刻化

<まったなしの地球温暖化対策>

我が国及び愛知県内の温室効果ガスの総排出量は、基準年度に比べ大幅に増加しています。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書において、地球温暖化は人為起源の温室効果ガスが増えたことが原因であることをほぼ断定するとともに、化石エネルギー源を重視する場合においては、今世紀末に、世界の平均気温は約4.0（2.4～6.4）上昇し、水資源の枯渇、動植物種の絶滅、食糧危機、洪水・暴風雨の被害など、様々な影響が予測されるとの報告がなされています。

地球温暖化が顕在化する中で、それに対する対応が、国際社会の最重要課題となりつつあります。

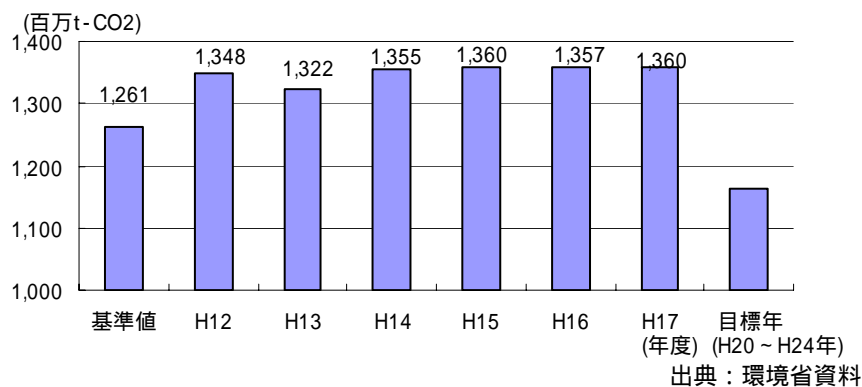
<エネルギー需給のひっ迫>

中国・インドなどアジア諸国を中心とした急速な経済成長等により世界全体のエネルギー需要は一層の増加が見込まれます。

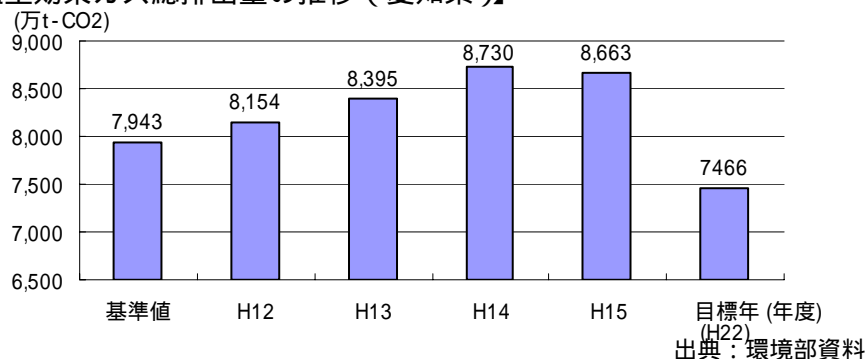
<国境を越える環境問題の顕在化>

黄砂の発生や光化学オキシダントによる光化学スモッグの発生など、東アジア地域で発生した物質が、日本国内の環境にも影響を与える可能性が指摘されています。

【温室効果ガス総排出量の推移（全国）】

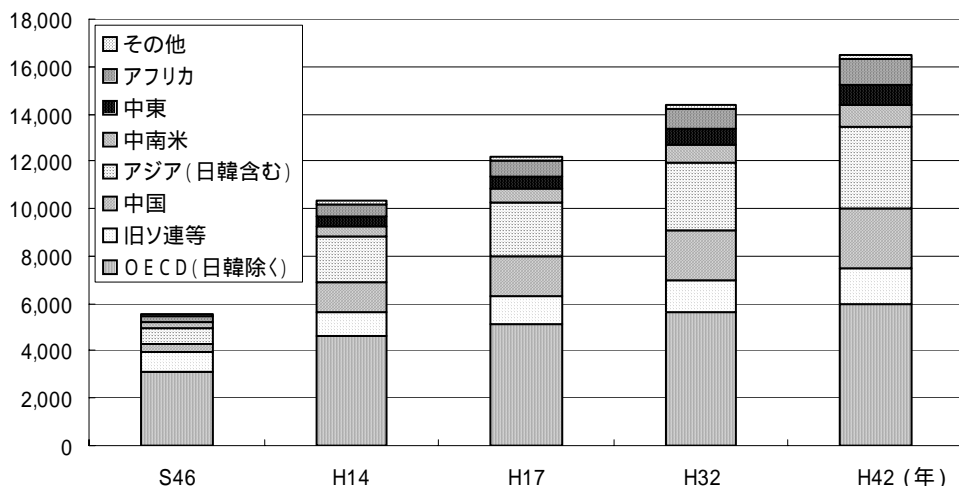


【温室効果ガス総排出量の推移（愛知県）】



【世界の一次エネルギー消費量の推移と見通し】

(百万toe)



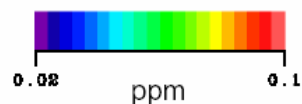
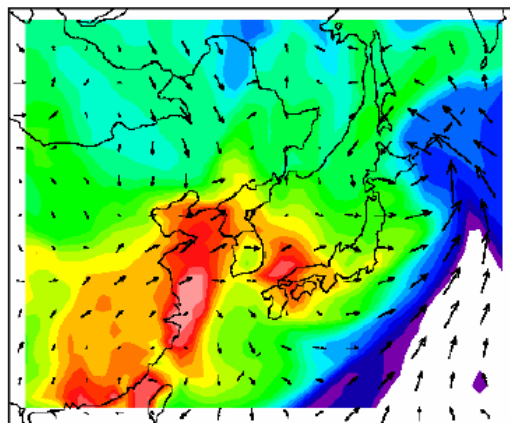
出典：エネルギー白書 2006 (平成 18 年：資源エネルギー庁)

【平成 19 年 5 月 17 日 15 時の地上オゾン濃度予測結果】

【黄砂観測日数の状況 (全国)】

期間	年間観測日数(平均)
1967 年～2006 年	24.4 日
2001 年～2006 年	39.0 日

出典：気象庁資料より環境部作成



国立環境研究所、九州大学記者発表資料

【環境との関わり・今後の展望】

地球温暖化の進行による海水面の上昇、様々な生物種の絶滅、大雨・洪水・干ばつなどの異常気象、農作物の収穫減、水不足など、地球規模での深刻な影響が生じる可能性があります。

開発途上国の経済発展によるエネルギー需要が一層拡大する中で、地球温暖化などの地球環境問題の一層の深刻化が懸念されます。

温室効果ガスの増加は、化石燃料の利用が大きな要因となっていることから、太陽光や風力、バイオマスなど、再生利用が可能なエネルギーの普及を図る必要があります。

東アジア地域の経済活動の活発化により、大気汚染物質などが国境を越え環境に影響が広がる可能性があり、環境技術を通して国際環境協力の必要性が高まります。

(4) 環境に対する意識の変化

< 愛知万博の開催 >

「自然の叡智」をテーマとして「2005年日本国際博覧会（愛知万博）」が開催され、環境技術の実証や環境学習・環境保全活動への県民参加などの様々な取組が展開されました。愛知万博は、この地域の環境に対する意識を高める大きな契機となるとともに、県民、事業者、民間団体、行政の協働による取組のモデルケースを提示したものと考えます。

< 県民生活における環境意識の高まり >

生活において心の豊かさを重視する傾向は高くなっており、その中で、自然とふれあう機会や環境保全活動への参加を求める意識も高くなっています。

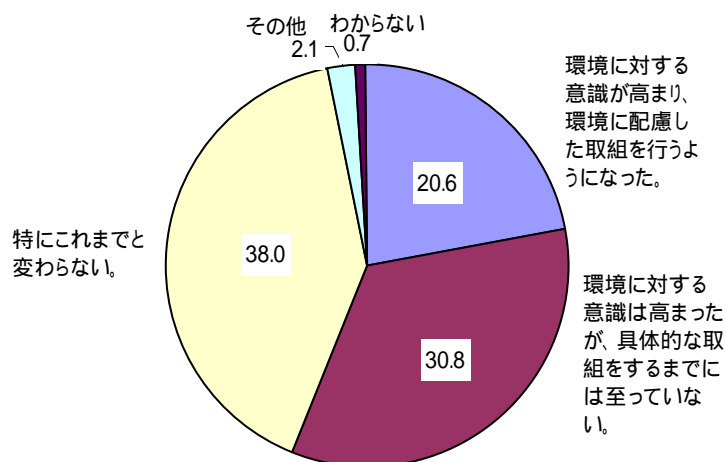
地域において環境保全に取り組むNPO活動が活発化しています。

「LOHAS」、「スローライフ」、「もったいない」といった言葉が注目されるなど、環境にやさしいライフスタイルへの関心が高まっています。

【愛知万博における環境の取組の主な事例】

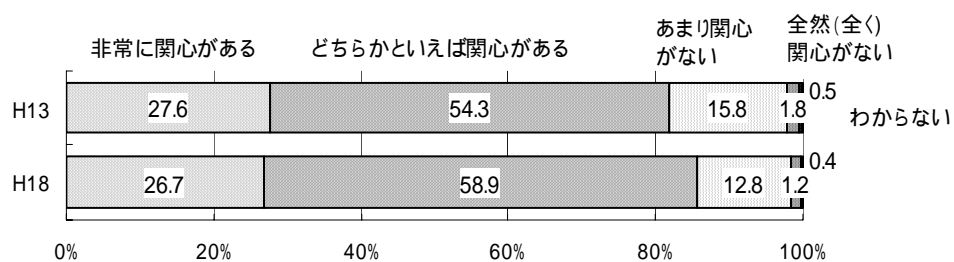
環境技術	新エネルギー供給システム実証実験、壁面緑化（バイオラング）
環境学習	自然体感プログラム、エコツアー、こども環境サミット
市民参加	徹底したごみ分別、万博ボランティア、EXPO エコマネー、
交通	パーク・アンド・ライド、燃料電池バス

【愛知万博による環境意識の高まり】



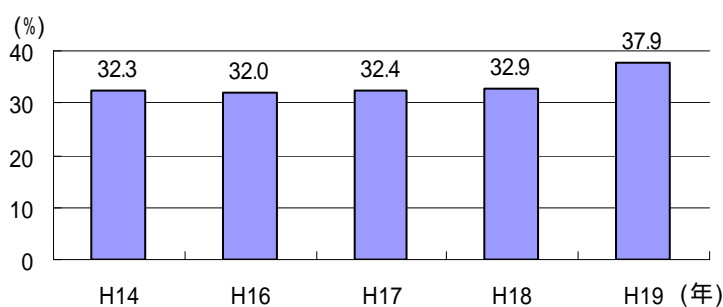
出典：県政モニターアンケート（2006年：愛知県）

【自然への関心】



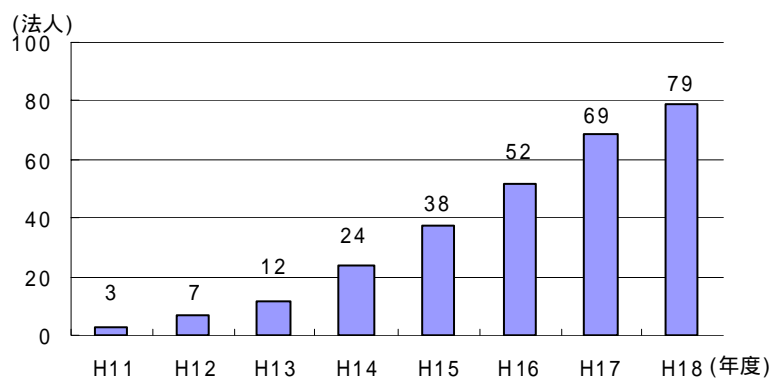
出典：自然の保護と利用に関する世論調査(平成18年：内閣府)

【何か社会の役に立ちたいと思う人のうち自然・環境保護に関する活動と答えた人の割合】



出典：社会意識に関する世論調査(内閣府)

【県内の環境NPO法人数】



出典：県民生活部資料より環境部作成

【環境との関わり・今後の展望】

愛知万博により環境意識の高まりがみられますが、意識の高まりを具体的な行動へとつなげていくことが求められます。

万博開催県として、愛知万博で行われた様々な環境の取組を継承・具体化させていくことが必要です。

心の豊かさや生活の質の向上を求める意識の高まりを背景に、環境に対する意識が高揚するとともに、実際の環境保全活動へ参加する人も増えることが期待されます。

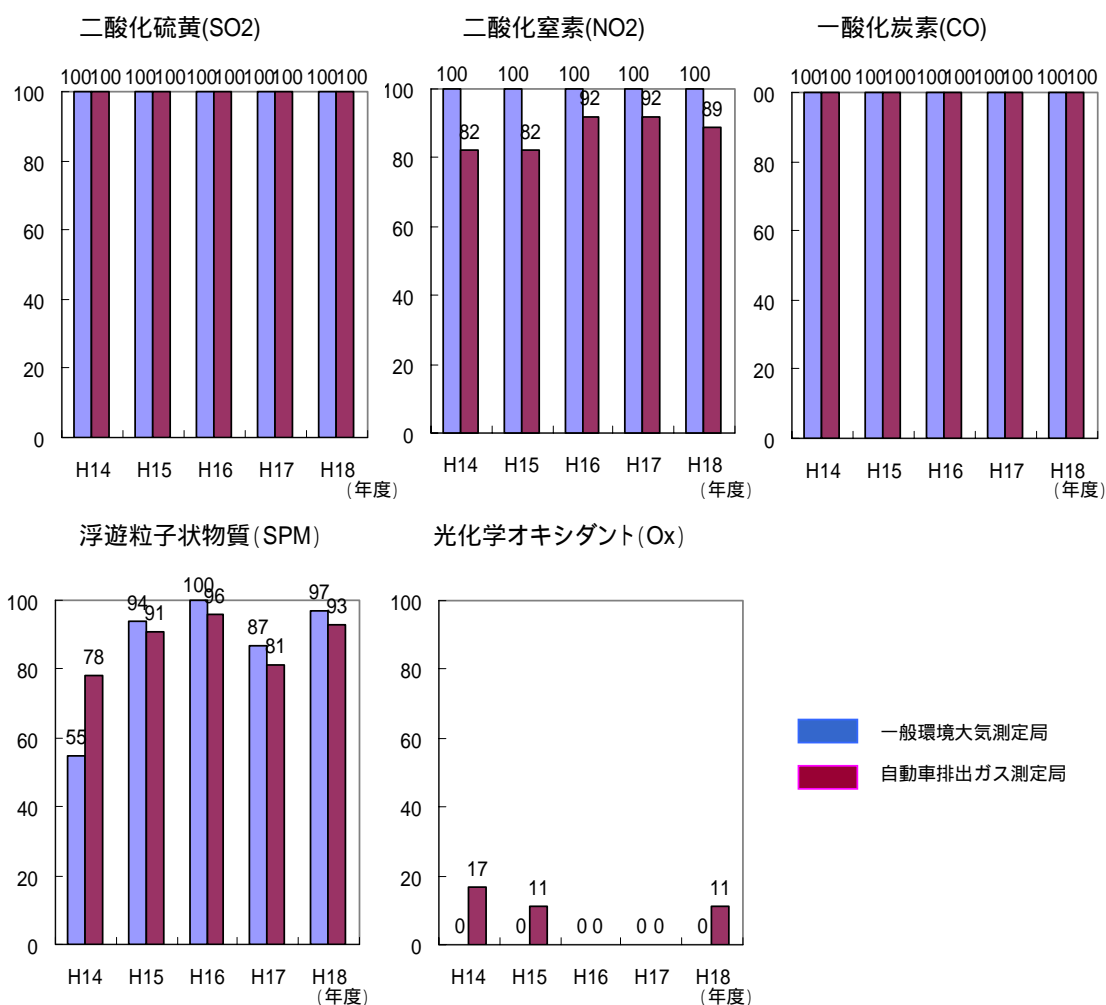
2 環境の現状と課題

(1) 大気環境

<環境基準達成状況>

本県の大気汚染の環境基準達成状況は、直近5年間でみると二酸化硫黄、一酸化炭素については、一般環境大気測定局及び自動車排ガス測定局ともすべての局で環境基準を達成しています。

二酸化窒素については、一般環境大気測定局では全局で達成しているものの、自動車排ガス測定局では幹線道路沿線にある一部の局で未達成となっています。浮遊粒子状物質については、一部の一般環境大気測定局、自動車排ガス測定局で未達成、光化学オキシダントについてはほとんどの地点で環境基準が達成されていません。



今後の課題

二酸化窒素の環境基準が未達成の自動車排出ガス測定局は、国道1号及び23号沿道にあり、特に自動車交通が集中し、自動車排出ガスによる局地的な汚染が見られる地域であることから、その地域特性を踏まえた更なる取組が必要です。

浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントについては、原因の一つである揮発性有機化合物(VOC)対策を推進することが必要です。

(2)地球温暖化・オゾン層保護対策

<地球温暖化防止対策>

本県の温室効果ガスの排出量は、2003年度は基準年度（1990年度）比の9.1%増となっています。

民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門で排出量が大幅に増加しています。その原因として、民生家庭部門では世帯数の少人数化と世帯数の増加、家電製品の増加等、民生業務部門では大型商業施設の増加や営業時間の延長、OA機器の増加等、運輸部門では自動車の増加等が挙げられます。

<オゾン層保護対策>

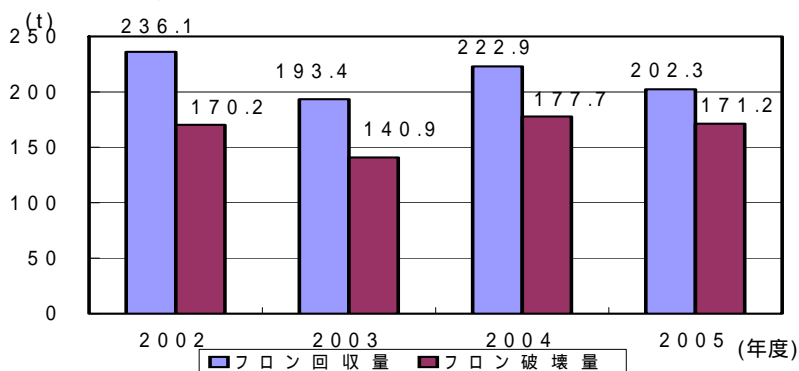
オゾン層保護法、フロン回収破壊法などに基づく適正処理対策の推進を図っています。

【本県の温室効果ガスの総排出量の推移】

(単位：千トン-CO₂)

部門名	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	増減率 (基準年度比) (%)	
エネルギー 起源CO ₂	産業	42,711	43,270	42,966	41,514	41,817	41,754	42,607	40,968	39,766	39,925	40,762	41,435	42,713	0.0	
	民生家庭	7,315	7,549	7,834	7,732	8,563	8,655	8,476	8,401	8,503	8,791	8,761	9,282	10,159	9,533	30.3
	民生業務	8,381	8,631	9,015	8,549	9,894	9,776	9,875	9,785	9,886	10,385	9,780	10,521	12,052	11,125	32.7
	運輸	10,915	11,449	11,906	12,215	12,541	12,786	13,064	13,133	13,389	13,457	13,391	13,515	13,537	13,338	22.2
	I冷却- 転換	1,481	1,558	1,749	1,709	1,946	1,880	1,786	1,745	1,621	1,567	1,409	1,577	1,956	1,818	22.8
非I冷却- 起源CO ₂	2,304	2,490	2,513	2,609	2,718	2,705	2,754	2,813	2,799	2,847	2,927	3,009	2,958	3,063	32.9	
二酸化炭素 総排出量	73,108	74,948	75,983	74,327	77,478	77,673	77,709	78,484	77,167	76,812	76,193	78,667	82,096	81,590	11.6	
温室効果ガス 総排出量	74,262	76,181	77,299	75,693	78,889	84,256	84,195	85,073	83,693	82,409	81,538	83,954	87,299	86,632	9.1	

【本県のフロンの回収、破壊量】



今後の課題

温室効果ガスの基準年度比6%削減の目標の達成に向け、産業、民生（家庭・業務）、運輸部門など部門ごとに対策を推進することが必要です。

製造業が盛んな本県では産業部門の割合が全国に比べて高く、事業者による自主的取組の推進が一層期待されます。

改正フロン回収破壊法の的確な運用により回収量の向上を図ることが必要です。

ある程度の気候変化は避けられない中で、それに合わせて社会を調節していく「適応」の観点も重要になってきます。

(3) 水環境、地盤環境

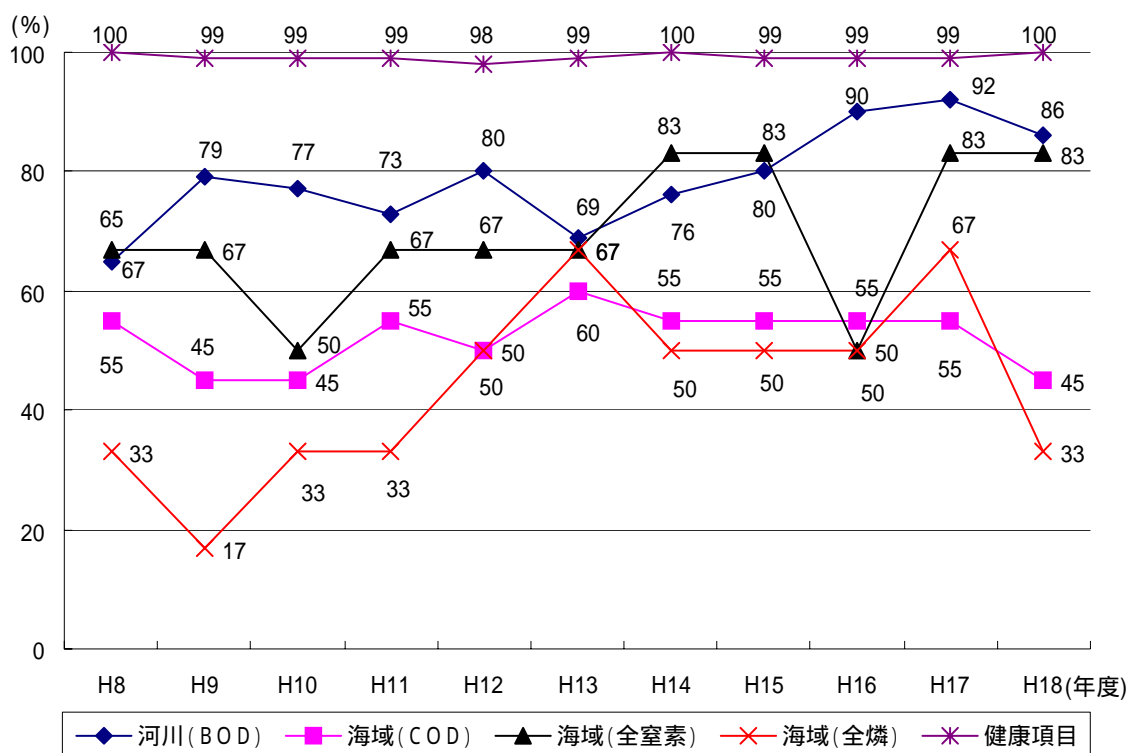
< 公共用水域 >

河川における水質環境基準の達成状況を、有機汚濁の代表的な指標である BOD(生物化学的酸素要求量)についてみると、達成率は徐々に上昇しています。

湖沼(油ヶ淵)では、有機汚濁の代表的な指標である COD(化学的酸素要求量)についてみると、依然として環境基準を達成していません。

海域においては、COD についての達成率は近年横ばいの状態が続いています。富栄養化の代表的な指標である全窒素及び全リンについても、環境基準達成率は、年度による変動はあるものの横ばいの状態が続いています。

【水質環境基準の達成状況】



今後の課題

伊勢湾(三河湾を含む)の浄化には、下水道など生活排水対策をはじめとした汚濁負荷削減対策とともに干潟の保全・再生、底質環境の改善など総合的な対策が必要です。

水環境を保全するには、水質の浄化だけでなく、河川水量の確保や多様な生態系の維持、身近な水辺の保全など、流域を中心とした一連の水の流れの過程を考慮した健全な水循環の再生を図る必要があります。

<地下水・土壌>

地下水の環境基準達成率（全項目の平均）は概ね 100%となっていますが、揮発性有機化合物や硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素など工業や農業など事業活動に伴って使用される物質による汚染が生じています。

基準値を超える土壌汚染の報告が年々増加しています。

<地盤>

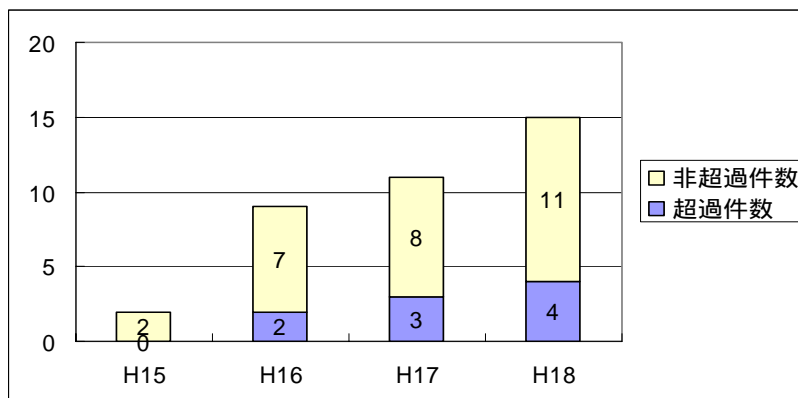
地盤沈下については、一部地域において依然として進行する傾向が見られますが、概ね沈静化の方向にあります。

【地下水環境基準達成率（自然汚染を除く）】

（単位：％）

	H13	H14	H15	H16	H17	H18年度
鉛	100	100	100	100	99	100
六価クロム	100	100	100	100	100	100
砒素	100	100	100	100	100	100
総水銀	100	100	100	100	100	100
1,1-ジクロロエチレン	100	100	100	98	99	100
シス-1,2-ジクロロエチレン	99	100	100	99	98	97
トリクロロエチレン	100	99	100	99	97	100
テトラクロロエチレン	100	100	99	99	99	100
ふっ素	100	100	100	100	99	100
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	95	97	96	97	97	97
ぼう素	100	100	100	100	100	100
その他	100	100	100	100	100	100

【土壌汚染の調査結果】



今後の課題

地下水や土壌の保全には、発生源対策が重要であることから、事業者に対する指導等による汚染の未然防止等の推進が必要です。また、汚染実態の把握を引き続き進めるとともに、汚染が判明した場合には浄化対策を早期にかつ適切に実施させることが必要です。

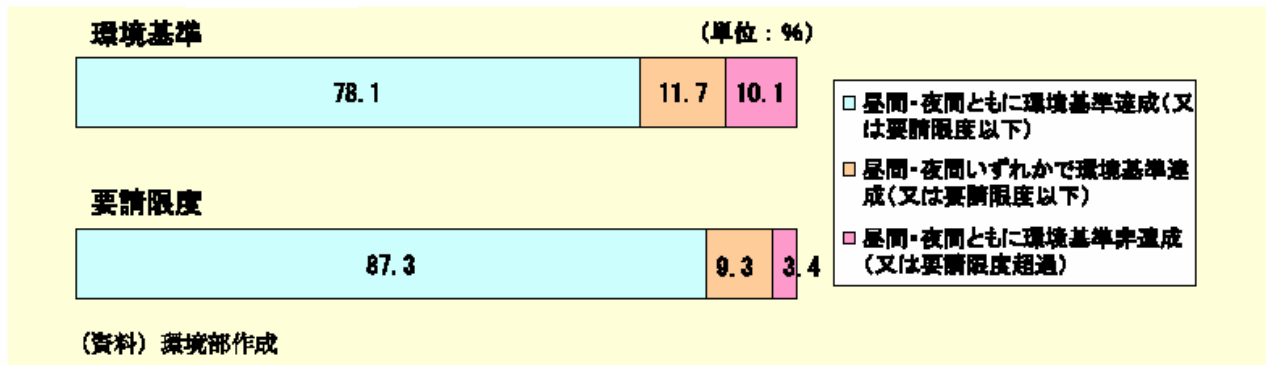
地盤沈下は一旦発生すると元に戻らない不可逆的な現象であるため、引き続き、各種地盤沈下対策施策を推進する必要があります。

(4) 騒音・振動・悪臭

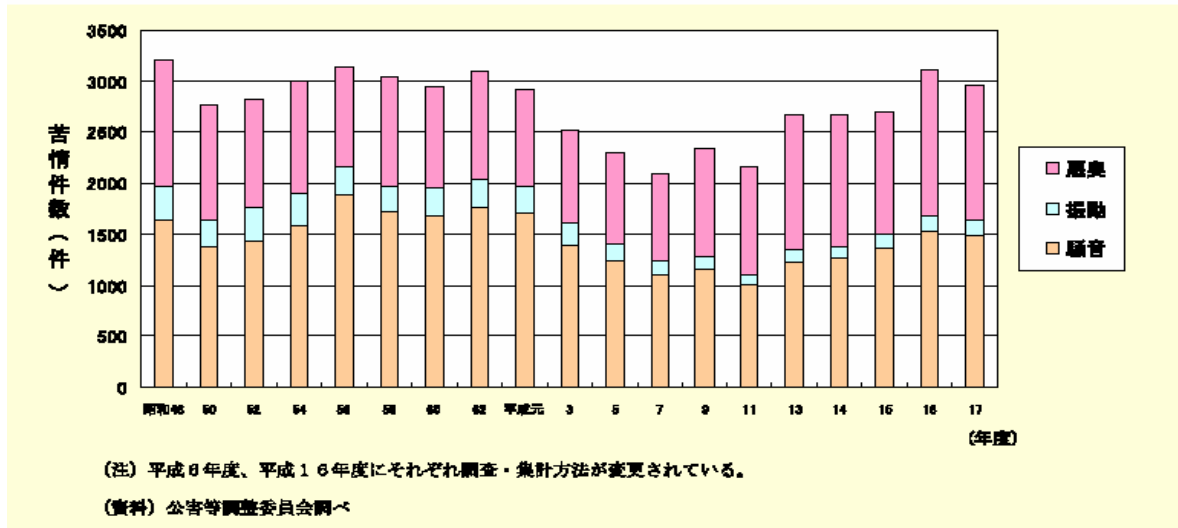
自動車騒音対策としては、環境施設帯の設置、渋滞解消事業など様々な改善対策を実施し、平成 17 年度の自動車交通騒音の環境基準達成率は 78%となっています。

騒音は日常生活に密接な関わりを持ち、発生源も多種多様であることから、例年公害に関する苦情の多くを占めており、近年、苦情件数は増加傾向にあります。振動は騒音と同一発生源から発生する例がありますが、ここ数年、苦情件数は横ばいの状況です。また、悪臭は、人に不快感や嫌悪感を与えることにより生活環境を損ない、心理的・生理的被害をもたらすものとして騒音と同様多くの苦情が発生しています。

自動車騒音に関する環境基準の達成状況及び要請限度の超過状況



騒音、振動及び悪臭に係る苦情件数（新規受理）の経年変化



今後の課題

国道 1 号沿道など自動車交通が集中している地区では依然として騒音の環境基準を達成していない箇所があり、引き続き環境施設帯の設置や道路構造改善対策等の道路騒音対策が必要です。

悪臭については、従来の物質濃度規制とともに平成 1 8 年度に導入した臭気指数規制の適切な運用が必要です。

(5) 有害化学物質対策

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質排出把握管理促進法)や県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の排出量等を把握するとともに、特定化学物質等管理書の作成や、事故時の体制整備など、事業者による化学物質の適正な管理を促進しています。県内における届出された化学物質排出量の合計については、平成 13 年度以降、減少傾向を示していますが、移動量は横ばいとなっています。

ダイオキシン類の環境基準達成率は、一部達成できない分野もありますが、概ね達成できています。

PCB については、平成 14 年 11 月に「愛知県 PCB 廃棄物処理計画」を策定し、平成 15 年には処理施設が整備され、平成 28 年を期限に処理が進められています。

【化学物質排出量・移動量】

(単位：t/年)

		H13	H14	H15	H16	H17 年度
排出量	届出事業所の排出量合計	26,500	22,161	22,707	22,235	20,269
	うちトルエン	11,637	9,762	9,698	9,898	9,353
	キシレン	7,818	6,192	6,728	6,343	5,490
	エチルベンゼン	1,379	1,369	1,731	1,854	1,872
移動量	届出事業所の移動量合計	16,979	13,911	15,674	15,146	16,521
	うちトルエン	3,581	2,916	3,400	3,444	4,463
	マンガン及びその化合物	1,494	1,439	1,621	1,564	1,442
	クロム及び三価クロム化合物	1,512	1,586	1,566	1,524	1,397

【ダイオキシン類環境基準達成率】

(単位：%)

	H13	H14	H15	H16	H17 年度
大気環境	100	100	100	100	100
公共用水域	98	100	100	95	100
地下水	100	100	100	100	100
土壌	100	100	100	100	100

今後の課題

化学物質排出把握管理促進法や県民の生活環境の保全等に関する条例を適正に運用するとともに、化学物質セミナーの開催やリスクコミュニケーションの実施により、事業者による自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境リスクの低減対策を一層進めていく必要があります。

リスクコミュニケーションは、事業者、住民、行政が化学物質についての情報を共有し、お互いの意思疎通を図るものであり、地域全体で化学物質を適切に管理する取組を進める基盤となることから、積極的な実施を推進することが必要です。

(6) 自然環境

本県は、平野・半島・丘陵・山地など変化に富んだ自然を有しており、南方系、北方系など様々な野生動植物が生息・生育しています。

平成 13 年度に実施した調査では、本県では、動物が約 7,620 種、植物が約 3,780 種の生息・生育していることが確認されています。また、愛知県版レッドデータブックでは、絶滅した種が動物では 16 種、植物では 39 種、絶滅のおそれのある種が動物では 234 種、植物では 445 種となっています。

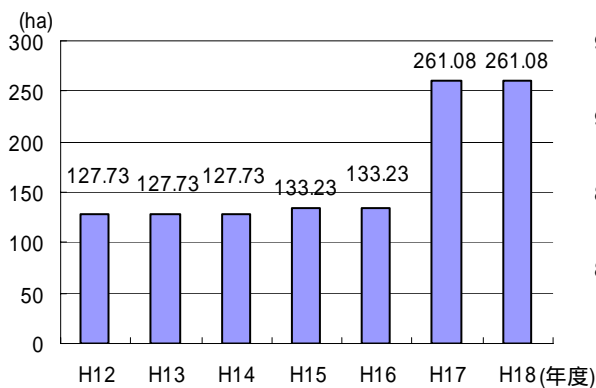
すぐれた自然環境を有する地域を保全するため、自然公園法に基づく 4 つの国立公園と愛知県自然公園条例に基づく 7 つの県立自然公園が指定されており、その面積は県土の約 17% に及び、全国平均の 14% を上回っています。また、自然公園法に基づき、県内 13 地域を自然環境保全地域に指定しています。

都市化の進展や自然に対して人の手が加わらなくなったことなどにより、多様な生物の生息・生育域であった広葉樹林地や田、畑、里山、ため池といった緑地や水辺の減少や質の劣化がみられます。また、国外や県外からの移入種による生態系への影響、里地里山での人間活動の縮小等による有害鳥獣の問題などが生じています。

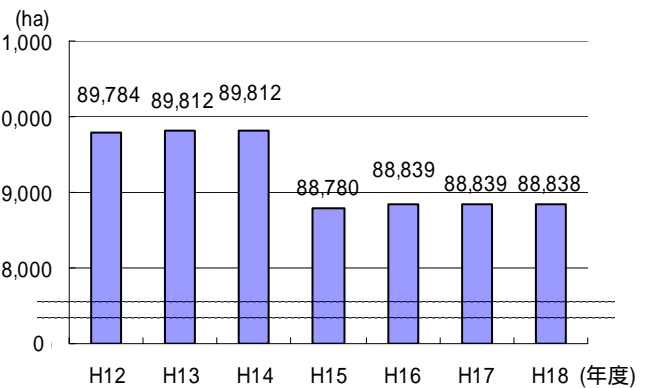
【絶滅種及び絶滅のおそれのある種の数】

		絶滅種	絶滅のおそれのある種
(H13 年現在)	動物	16	234
	植物	39	445

【県内の自然環境保全地域の面積】



【県内の自然公園の面積】



今後の課題

生物多様性の保全を基本理念に自然環境保全地域や自然公園、鳥獣保護区などを核とした野生動植物の生息生育空間の保全・拡充を図る必要があります。

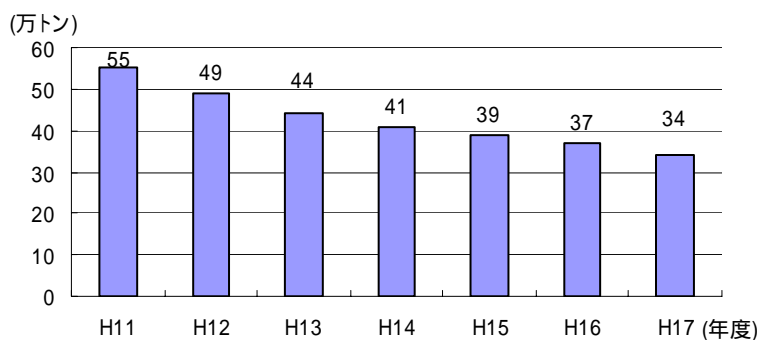
また、里山を始めとする身近な自然環境の保全や希少種の適切な保護、外来種対策及び野生動物の保護管理などを通して、生物多様性の保全を図る必要があります。

(7) 資源循環と廃棄物適正処理対策

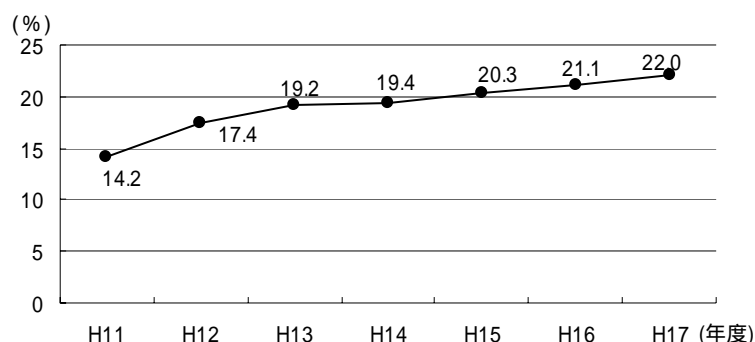
一般廃棄物の最終処分量については、市町村の分別収集などによるリサイクルや、焼却施設の改善が進み、減少が続いています。また、産業廃棄物最終処分量についても、事業者のリサイクルが進み、減少が続いています。

しかしながら、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムのもと、資源の浪費や廃棄物最終処分場のひっ迫、不法投棄の発生など様々な問題が生じています。

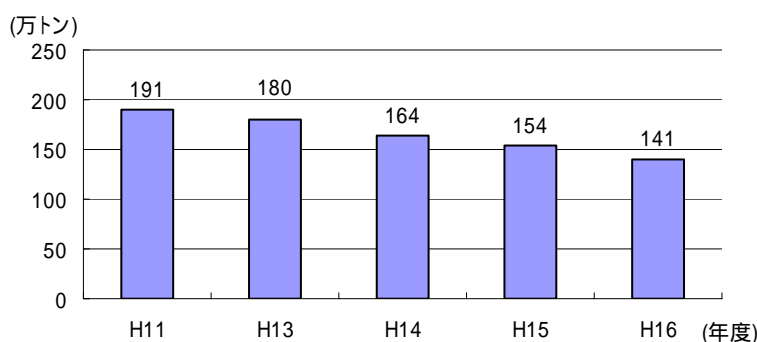
【一般廃棄物最終処分量の推移】



【一般廃棄物のリサイクル率の推移】



【産業廃棄物最終処分量の推移】



今後の課題

あらゆる場面で3R(発生抑制、再使用、再生利用)を一層推進することが必要です。資源の地域内循環や未利用資源のエネルギー利用など環境負荷の小さい資源循環型社会の形成を進める施策に取り組む必要があります。

不法投棄の防止など廃棄物の適正処理を一層推進するとともに、最終処分場の確保を進める必要があります。

(8) 環境コミュニケーションの推進

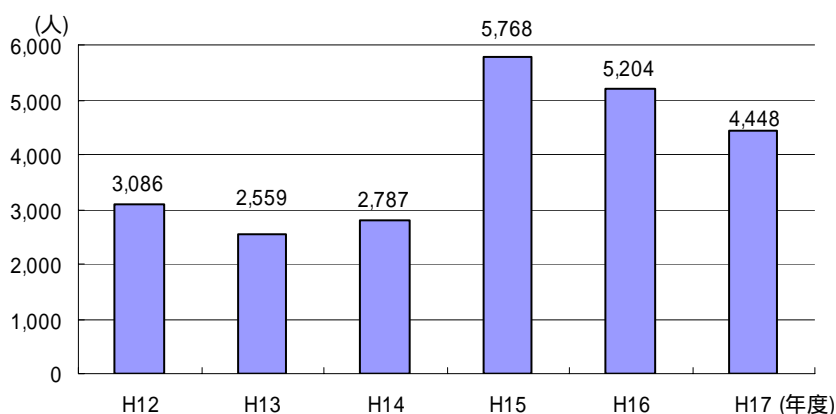
<環境学習等の推進>

「愛知県環境学習基本方針」に基づき、愛知県環境調査センター内の「あいち環境学習プラザ」、愛・地球博記念公園内の「森の学舎(まなびや)」を拠点として、環境学習のプログラムづくり、人づくり、ネットワークづくりを施策の三本柱として、様々な環境学習を推進しています。

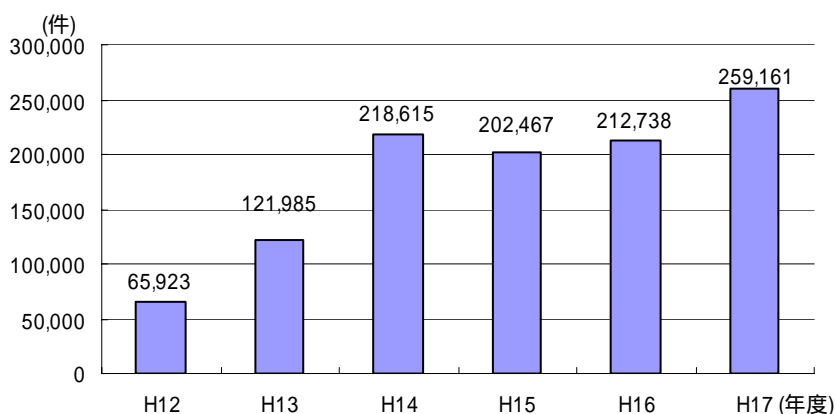
<環境情報の提供の促進>

Webページ「あいちの環境」を管理、運営するとともに、環境情報をダウンロードして活用できるようにしているほか、環境白書や各種啓発資料の発行など、環境に関する様々な情報を県民に提供しています。

【こどもエコクラブ会員数】



【「あいちの環境」ホームページアクセス件数】



今後の課題

地球温暖化など現在の環境問題の解決には、県民一人ひとりが自ら環境に配慮しながら、環境問題に取り組むことが必要であり、その気付きのきっかけとなる環境学習を一層推進する必要があります。

提供された情報が、様々な意思決定に活かされるなど、環境保全に役立つ環境情報の提供を一層進める必要があります。

第3章 計画の目標

1 私たちの使命

自然界は、大気、水、土地、生物の間を物質が循環し、生態系が微妙な均衡を保つことにより成立しています。

自然界において物質が適正に循環している状態とは、こうした大気、水、土地、生物という環境の構成要素の間で、物質が適切に循環することにより、それぞれの環境の構成要素が良好な状態で保持され、また、その全体が健全に維持された状態です。

昨今、世界的な規模で地球温暖化が進行し、気象災害の拡大など様々な環境への影響が懸念されており、こうした負の影響は、人類の生存や社会に対する脅威となっています。

私たちが脱温暖化に向けた社会を形成するためには、資源やエネルギーの使用そのものを削減することと併せ、物質の適正な循環が確保・維持される持続可能な社会を構築することが必要です。

私たちの使命は、未来の世代が継続的に自然界の様々な恩恵を享受できるように、資源やエネルギーの消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減することにより、

「自然界における物質の適正な循環と自然生態系が健全に保持された
恵み豊かな環境を持つ愛知」(あいち環境社会)

を形成し未来に引き継ぐことにあります。

2 あいち環境社会の形成に向けた目標

あいち環境社会の形成には、県民、民間団体、事業者及び行政が協働して、物質循環が確保されるとともに生態系が良好に維持され、人びとが安心して生活できる社会を築きあげていくことが必要です。

このため、以下の5つの姿の社会形成をとおして、あいち環境社会の実現を目指します。

【脱温暖化社会】

環境保全と社会経済の持続的な発展の両立が必要との認識のもとに、資源やエネルギーの消費を抑制し、温室効果ガスの排出量を削減・安定化させることにより、温暖化の危機から脱却した社会を築きます。

【資源循環社会】

自然界における資源が有限であるとの認識のもとに、社会経済活動に伴う環境への負荷をできるだけ少なくするために、資源やエネルギーの消費を抑制するとともに、再利用したり、効率的に使うことを基本とする社会経済の仕組みが確立した社会を築きます。

【共生社会】

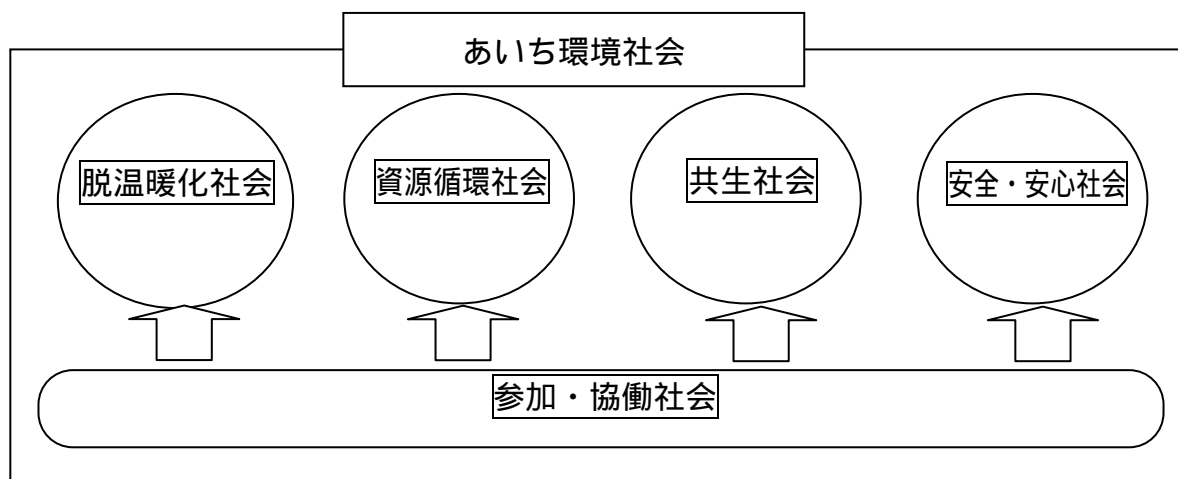
自然生態系の一員としての認識のもとに、貴重な自然を保護し、身近な自然の保全・創造や健全な水循環の再生を図ることにより、自然生態系が健全に保持され、多様な生物との豊かなふれあいや人と水との豊かなかわりを実感できる自然と調和した社会を築きます。

【安全・安心社会】

健康と生命が常に最優先されるべきとの認識のもとに、環境基準の達成・維持を図るなど環境を構成する大気、水、土地、生物を健全な状態に維持することにより、県民の健康の保護及び生活環境の保全を図り、すべての県民が安全でかつ安心して生活のできる社会を築きます。

【参加・協働社会】

すべての人々が自然生態系・地球環境における人間の関わりについて理解を深め、それぞれの立場に応じた公平な役割分担のもとに参加し、環境配慮の視点から主体的に行動するとともに、県民、民間団体、事業者、行政がそれぞれ連携、協力を図り、地域の環境の保全を進めていく社会を築きます。



私たちが計画で掲げた「あいち環境社会」は、脱温暖化、資源循環、共生、安全・安心のキーワードで表される社会をととして実現されるものです。そのためには環境に関するすべての人々、すべての団体とのパートナーシップのもとに、計画に掲げた取組を着実に推進することが不可欠です。参加・協働社会づくりはそれを支える基礎となるものであり、今日の環境施策に共通した基盤に位置づけられるものです。